（小樽船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　小樽船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
通報事項一・二（略）	通報事項一・二（略）
三　襟裳岬における風向、風速、気圧及び波高、釧路埼、納沙布岬、大間埼、恵山岬、松前、青苗岬、神威岬、焼尻島及び金田ノ岬における風向、風速及び気圧並びに尻屋埼、苫小牧、十勝大津、能取岬、艫作埼、龍飛埼、松前小島、弁慶岬及び天売島における風向及び風速	三　襟裳岬及び神威岬における風向、風速、気圧及び波高、釧路埼、納沙布岬、大間埼、恵山岬、松前、青苗岬、焼尻島及び金田ノ岬における風向、風速及び気圧、龍飛埼における風向、風速及び波高並びに尻屋埼、苫小牧、十勝大津、能取岬、艫作埼、松前小島、弁慶岬及び天売島における風向及び風速
四～六　（略）	四～六　（略）

（塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第三条　塩釜船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
通報事項一・二（略）	通報事項一・二（略）
三　塩屋埼、鮭ケ埼、鮫角、弾埼、飛島、入道埼及び大間埼における風向、風速及び気圧並びに磯埼、濤波岐埼、久慈牛島、尻屋埼、艫作埼及び龍飛埼における風向及び風速	三　塩屋埼、鮭ケ埼、鮫角、弾埼、飛島、入道埼及び大間埼における風向、風速及び気圧、龍飛埼における風向、風速及び波高並びに磯埼、金華山、久慈牛島、尻屋埼及び艫作埼における風向及び風速
四～六　（略）	四～六　（略）

附　則

この告示は、令和八年三月二日から施行する。ただし、第一条中船舶気象通報規程第二条の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月10日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務 一～三　（略） 四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(14)　（略） (14の２)　第30条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 (15)・(16)　（略） ３・４　（略）	２　委任する権限及び所掌事務 一～三　（略） 四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(14)　（略） （新設） (15)・(16)　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。